3～5　（略）

6　土壌環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　土壌の汚染に係る環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。第十項第一号において同じ。）及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第七条に規定する基準をいう。以下同じ。）の設定に関すること。

二　土壌の汚染の防止のための規制に関すること。

三　前二号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての土壌に係るもの

7　土壌環境室に、室長を置く。

8　農薬環境管理室は、環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

9　農薬環境管理室に、室長を置く。

10　地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地下水の水質の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準の設定に関すること。

二　地下水の水質の汚濁及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関することを除く。）。

三　環境の保全の観点からの放射性物質に係る環境の状況（放射性物質による地下水の水質の汚濁の状況に限る。）の把握のための監視及び測定に関する基準等の策定並びに当該監視及び測定の実施に関すること。

四　前三号に掲げるもののほか、令第五条第十五号事務のうち環境の構成要素としての地下水及び地盤に係るもの

11　地下水・地盤環境室長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

12　（略）

3～5　（略）

（新設）

（削る）

（新設）

（新設）

（新設）

6　（略）

（農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室）

第十三条　土壌環境課に、農薬環境管理室及び地下水・地盤環境室を置く。

2　農薬環境管理室は、環境の保全の観点からの農薬の登録及び使用の規制に関する基準等の策定並びに当該規制の実施に関する事務をつかさどる。

3　農薬環境管理室に、室長を置く。

4　地下水・地盤環境室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地下水の水質の汚濁に係る環境基準及びダイオキシン類環境基準（ダイオキシン類対策特別措置法第七条に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

二　地下水の水質の汚濁及び地盤の沈下の防止のための規制に関すること（地下水の水質の汚濁の防止のために必要な測定のための機器に関する調査及び研究並びに助成に関することを除く。）。